

特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律及び
国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法の一部を改正する法律
の施行に伴う省令及び告示の改正について

令和４年２月２８日
経済産業省商務情報政策局情報産業課

経済産業省は、行政手続法（平成５年法律第８８号）第３９条第４項第８号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで命令等を制定・改正したので、同法第４３条第５項の規定に基づき、次のとおり公示します。

記

１．命令等の題名

- ・ 総務省・経済産業省関係特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令
- ・ 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律施行規則の一部を改正する命令
- ・ 中小企業信用保険法施行規則の一部を改正する省令
- ・ 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律第二十六条の規定に基づく特定高度情報通信技術活用システムの適切な提供及び維持管理並びに早期の普及に特に資するものとして経済産業大臣及び総務大臣が定める基準の一部を改正する告示
- ・ 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律第二十六条の規定に基づく特定高度情報通信技術活用システムを構成する上で重要な役割を果たすものとして経済産業大臣及び総務大臣が定めるものの一部を改正する告示
- ・ 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律第二十六条の規定に基づく主務大臣の確認に関する手続の一部を改正する告示

２．根拠法令項

- ・ 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律第７条第１項 等

３．意見公募手続を実施しなかった理由

「特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律及び国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法の一部を改正する法律」の施行に伴って当然に必要とされる規定の整備その他の軽微な変更に係るものであり、行政手続法第３９条第４項第８号に該当するため、意見公募は実施していません。